相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町飯岡第四地割一〇番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町八幡町三番二〇号　被相続人　亡　工藤　元貞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号　農林会館七階　盛岡さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊池　優太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市中央台鹿島三丁目一八番地一、最後の住所福島県いわき市郷ケ丘二丁目四番地の九ハイツカナリ一―A　被相続人　亡　馬場　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

福島県いわき市平字新田前六番地の二菅田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲田　義宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市坂手町五五三八番地四二、最後の住所茨城県常総市菅生町一一六七番地一　被相続人　亡　清水　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

茨城県下妻市大園木二八三九番地一大建ビル二階つくばね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市普済寺一〇三番地、最後の住所埼玉県深谷市普済寺一六四一番地五　被相続人　亡　鏡　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号　東松山総合法律事務所

相続財産管理人　笠原　徳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市上沢一丁目七番、最後の住所埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目二七番二〇―一〇三号　被相続人　亡　伊藤　惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一　弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　勇気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸一三七八番地、最後の住所東京都清瀬市松山二丁目一番一一号エジャンス清瀬三〇一号　被相続人　亡　本田　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号埼葛法律事務所

相続財産管理人　吉村　総一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区小台二丁目五六一番地、最後の住所埼玉県深谷市緑ケ丘二一番四一号　被相続人　亡　宮本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県東松山市箭弓町二―一三―六榎本ビル二階山下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下三佐子

平成二十九年十月十一日

埼玉県東松山市松葉町二丁目一番一三号　東松山総合法律事務所

相続財産管理人　笠原　徳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市上沢一丁目七番、最後の住所埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目二七番二〇―一〇三号　被相続人　亡　伊藤　惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一　弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　勇気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸一三七八番地、最後の住所東京都清瀬市松山二丁目一番一一号エジャンス清瀬三〇一号　被相続人　亡　本田　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号埼葛法律事務所

相続財産管理人　吉村　総一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区小台二丁目五六一番地、最後の住所埼玉県深谷市緑ケ丘二一番四一号　被相続人　亡　宮本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

埼玉県東松山市箭弓町二―一三―六榎本ビル二階山下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下三佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区東舞子町一一番、最後の住所千葉県佐倉市田町一二一番地一モアクレストアルファス佐倉八〇八号　被相続人　亡　江見　正基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号　日進センタービル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区中町四丁目六二番地、最後の住所千葉県山武市埴谷二三六二番地一四　被相続人　亡　小嶋　寧二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階　秋山慎太郎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿三丁目一番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿三丁目四六番二号　被相続人　亡　岡本　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久五丁目一一二九番地、最後の住所東京都荒川区西尾久五丁目六番一一号　被相続人　亡　森下　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階　緑川由香法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緑川　由香（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市元町二九九〇番地、最後の住所神奈川県秦野市大秦町一番二二号　被相続人　亡　横溝　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十一日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号　三の丸ビル　相続財産管理人　弁護士　宇佐美満規子

第19期決算公告

平成29年10月11日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号霞が関ビル

ＥＹアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社

代表取締役　塚原　正彦

貸借対照表の要旨　（平成29年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,997,744	流動負債	8,342,647
固定資産	53,148	**負債合計**	**8,342,647**
		株主資本	3,708,245
		資本金	450,000
		資本剰余金	516,288
		資本準備金	516,288
		利益剰余金	2,741,956
		利益準備金	2,300
		その他利益剰余金	2,739,656
		（うち当期純利益）	(3,516,728)
		純資産合計	**3,708,245**
資産合計	**12,050,892**	**負債・純資産合計**	**12,050,892**